



青森県報

第千九百九十一号

平成十四年三月四日(月曜日)

目 次

公 告

規定により次のとおり公表する。

平成十四年三月四日

青森県知事 木村守男

○青森県環境影響評価条例による勧告を受けた事業者が当該

(環境政策課) : 一
(農村整備課) : 一
第一環境有限会社

○県営土地改良事業計画の決定 (八戸市農業振興課) : 一

(土木事務所) : 二
(土木事務所) : 二
(土木事務所) : 二

○建設業者の許可の取消し (八戸市農業振興課) : 一

(土木事務所) : 二
(土木事務所) : 二
(土木事務所) : 二

○右 同 (八戸市農業振興課) : 一

(土木事務所) : 二
(土木事務所) : 二
(土木事務所) : 二

○右 同 (八戸市農業振興課) : 一

(農村整備課) : 三
正誤

○平成十四年二月十八日定例出先機関中 (農村整備課) : 三

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八十七条第一項の規定により、キノ堤地区の県営土地改良事業(ため池等整備)計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年三月四日

公表

青森県環境影響評価条例による勧告を受けた事業者が当該勧告に従わない旨の回答があったので、同条例第四十八条第一項の

青森県環境影響評価条例(平成十一年十二月青森県条例第五十六号)第四十七条の規定により、次の事業者に対し、同条例に定める手続を行うよう勧告したところ、当

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

青森県知事

木村守男

二

縦覧の期間

平成十四年三月五日から同年四月一日まで

三 縦覧の場所
木造町役場

森田村役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年三月四日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 有限会社小野寺建装
二 代表者の氏名 小野寺 幸男

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字新井田字外久保七の二七
四 許可番号 青森県知事許可（般一―三）第一一四六五号
五 取消年月日 平成十四年二月十八日
六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実
平成十四年二月十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

一 商号又は名称 太田建築
二 氏名 太田 広美
三 主たる営業所の所在地 むつ市旭町一の四三
四 許可番号 青森県知事許可（般一八）第一三〇六九号
五 取消年月日 平成十四年二月十五日
六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実
平成十四年二月十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年三月四日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 笹森工務店
二 氏名 笹森 次男
三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字西小糸一八四の一

四 許可番号 青森県知事許可（般一―一）第七七七六九号
五 取消年月日 平成十四年二月十九日

六 取消しに係る建設業の許可
土木、建築、大工、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実
平成十四年二月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条の五第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年三月四日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 木村守男
二 氏名 木村 守男
三 主たる営業所の所在地 青森県知事許可（般一八）第一三〇六九号
四 許可番号 青森県知事許可（般一八）第一三〇六九号
五 取消年月日 平成十四年二月十五日
六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実
平成十四年二月十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年三月四日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 イシタ電気工業株式会社
 二 代表者の氏名 石田 芳悦
 三 主たる営業所の所在地 むつ市横迎町二丁目一一の一七
 四 許可番号 青森県知事許可(般一一二)第二七九〇号
 五 取消年月日 平成十四年二月十五日
 六 取消しに係る建設業の許可
 電気、電気通信、消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実
 平成十四年一月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

正

誤

農村整備課

平成 第一 九四 八五 二六 号	発行 番 年 月 号 日
出先機関	区分
二	ページ
上	段
表中	行
平成 四 一・三	誤
平成 四 一・三	正